

高松市監査委員告示第21号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成17年5月31日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	大橋光政

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成11年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について

(1) 措置を講じた部課名 教育部人権教育課

ア 措置通知日 平成17年3月30日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 補助金交付団体の実績報告書に添付する事業報告書の統一的ルールを策定すべきもの

高松市同和教育推進協議会補助金の実績報告書については、平成11年度から、収支決算書のほか事業報告書も添付し、事業実績内容がより把握できるように改めた。

なお、他団体事業補助金についても、統一的に事業報告書の内容改善を図った。

(2) 措置を講じた部課名 総務部広聴広報課

ア 措置通知日 平成17年4月6日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 補助期間を設定し、自立運営に向けての指導を行うべきもの

有線放送施設整備補助金については、平成15年度で廃止した。

(3) 措置を講じた部課名 都市開発部都市再開発課

ア 措置通知日 平成17年4月12日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 補助対象経費が特定される補助金について、実績報告書に添付される収支決算書様式を工夫すべきもの

民間駐車場整備助成金事業については、補助対象経費が特定できる様式を作成し、平成12年度から活用することとした。

(4) 措置を講じた部課名 土木部下水道施設課

ア 措置通知日 平成17年4月20日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 実質的な競争原理の徹底を図るべきもの

東部下水処理場脱水汚泥運搬処分業務については、平成14年度から、セメント原料化が可能となった業者を新たに加え、複数業者による見積徴取を行うこととした。

(イ) 積算ベースでの価格検証を実施すべきもの

東部下水処理場脱水汚泥運搬処分業務については、平成17年度から収集運搬・処分について、積算することとした。

(5) 措置を講じた部課名 産業部農林水産課

ア 措置通知日 平成17年4月21日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 補助金で取得した資産の使用状況、維持管理責任の明確化を図るべきもの

園芸産地育成強化推進事業補助金で取得した資産については、平成13年度から、園芸産地育成強化推進実施要領で事業実施年度から3年間、毎翌年度の5月末までに事業実施状況報告書を提出させるとともに、事業実施計画書に機械、施設管理運営規程を添付することとし、使用状況、維持管理責任の明確化を図った。

(イ) 補助事業に対する効果測定をすべきもの

良質米導入事業の効果については、香川統計事務所、農協等関係

機関により作成される作付状況，等級別検査結果の活用により把握することとした。

(ウ) 補助金で取得した資産の維持管理をすべきもの

高松市中央農協事務所改修事業補助金により整備された資産については，現地で維持管理の状況を確認することとした。

(エ) 基金運用難の状況下での自主財源確保を工夫すべきもの

財団法人高松市農業振興基金協会については，平成14年5月21日付けで解散した。

(オ) 事業目的が達成されたかどうか委託業務完遂度を測定，把握すべきもの

松くい虫伐倒駆除事業委託業務について，当初予定していた伐倒地域のうち，伐倒木材体積の増加により実施できなかった区域については，年度途中の県補助金の追加増が困難なことから，翌年度の駆除区域に含めて，松くい虫被害防除を実施することとした。

(カ) 基本財産の運用方法の検討，自主財源の確保，退職給与引当金および預金の計上をすべきもの

財団法人高松市農業振興基金協会については，平成14年5月21日付けで解散した。

(6) 措置を講じた部課名 総務部秘書課国際交流室

ア 措置通知日 平成17年5月16日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 基金運用難の状況下での自主財源確保を工夫すべきもの

財団法人高松市国際交流協会（以下「協会」という。）の優位性や特性を生かした収益事業として，平成13年度から，本市の先進的事例を紹介する「先進事例視察案内」を自主事業として提案し，海外からの視察等を誘致することによる自主財源の確保を促した。

平成15年度には，市職員の窓口での外国人対応をサポートする「外国人対応ハンドブック」を，翻訳等のノウハウを持つ協会に委託して作成した。

平成16年度から，姉妹都市からの親善研修生受入時等のホスト

ファミリーの募集・選考・説明会の業務を，ホストファミリー等のボランティア登録を行い，ホームステイ事業のノウハウを持つ協会に移行した。同時に協会に対し，ホストファミリー受入時のコーディネート料の基準設定を提案し，協会の自主財源の確保を促した。

第2 平成13年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 公共施設の維持管理コスト分析

(1) 措置を講じた部課名 都市開発部都市再開発課

ア 措置通知日 平成17年4月12日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 経営主体の明確化を図るべきもの

瓦町駅地下駐車場株式会社（以下「地下駐車場会社」という。）については，平成15年2月28日付けで取締役会を開催し，解散を議決した。

(イ) 金融機関への返済条件の見直しを要請すべきもの

地下駐車場会社の債務については，平成15年1月20日付けで全額を完済し，同年5月9日付けの清算人会議で報告した。

(ウ) 一時貸付金1億8千万円を回収すべきもの

一時貸付金については，契約書に基づき，平成14年3月15日に地下駐車場会社から回収した。

(エ) 今後の資金不足対策をすべきもの

地下駐車場会社の債務については，平成15年1月20日付けで全額を完済し，同年2月28日付けで取締役会を開催し，解散を議決した。

(オ) 第3セクターの処理について結論を出すべきもの

地下駐車場会社については，平成15年2月28日付けで取締役会を開催し，解散を議決した。

(カ) 事務事業評価を自主的に実施すべきもの

中心市街地への来街者のサービスの観点からも事業は継続する必要がある，今後は，指定管理者制度の導入等経費の節減と料金体系

の改善による増収に努めることとした。

- (キ) 駐車場建設投資については、必ず事前評価をし、採算性、資金繰りの健全性を吟味すべきもの

現在のところ、平成16年度以降、新たに駐車場を建設する計画はないが、今後、駐車場を建設する際には、事前評価をし、採算性、資金繰りの健全性を図ることとした。

(2) 措置を講じた部課名 土木部住宅課

ア 措置通知日 平成17年4月20日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 近傍同種の家賃収入で試算した使用料収入と市営住宅事業の総コストとの差額（不採算損失）を改善すべきもの

市営住宅の整備・管理については、平成9年度策定の「市営住宅マスタープラン」に基づき行っているが、住宅・住環境を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、財政状況も一層厳しくなる中で、全管理戸数の半数が耐用年数の2分の1を超える状況となっていることから、本市の実情や市営住宅の老朽化に対応した円滑なストック更新と時代に適した改善を図るため、平成14年度に従来の市営住宅マスタープランの一部として位置付けた「市営住宅ストック総合活用計画」を策定する中で、入居率の向上による使用料収入の確保に努めるとともに、総コストの縮減に努めた。

- (イ) 住宅の維持改修費は構造的に高コスト体質になっているので、維持改修費の計画的コスト削減をすべきもの

市営住宅の整備・管理については、平成9年度策定の「市営住宅マスタープラン」に基づき行っているが、住宅・住環境を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、財政状況も一層厳しくなる中で、全管理戸数の半数が耐用年数の2分の1を超える状況となっていることから、本市の実情や市営住宅の老朽化に対応した円滑なストック更新と時代に適した改善を図るため、「市営住宅ストック総合活用計画」を策定し、市営住宅の建替えや計画的修繕を推進する中で、維持改修費のコストの縮減を図った。

第3 平成14年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について

(1) 措置を講じた部課名 産業部農林水産課

ア 措置通知日 平成17年4月21日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 肉用牛売却証明書の発行手続を適正に行うべきもの

肉用牛売却証明書については、平成15年7月20日付けで「肉用牛売却証明書発行規定」の一部を改正し、「肉牛販売整理表兼肉用牛売却証明書発行申請書」の提出を義務付けることとした。

(イ) 枝肉損害補償金は、決算書に損失および未払金として計上すべきもの

枝肉損害補償金については、平成14年度決算書において、損失金および未払金として計上されたことを確認した。

(ウ) 食肉センター内の市所有備品の管理・使用については、施設使用許可書等でその取扱いを規定し、定期的に現在高等の報告をさせるべきもの

食肉センター内の市所有備品の管理・使用については、平成15年度から、施設使用許可書の中に管理・使用についての規定を盛り込んだ。

ウ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 高松食肉事業協同組合に事務委託する際の契約書作成について

事務委託する際の契約書作成については、平成15年度から、業務委託契約書を作成することとした。

(イ) 出荷業務料および出荷奨励金を支出する際の料率および支払条件の明確化について

出荷業務料等の料率および支払条件の明確化については、平成15年度に「出荷業務料及び出荷奨励金取扱い規定」を作成し、運用することとした。

第4 平成15年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 公有財産の管理について

(1) 措置を講じた部課名 土木部道路課

ア 措置通知日 平成 17 年 3 月 31 日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 住宅に隣接する残地等は，利用者への定期的な接触または物理的な手法による現物管理を行うべきもの

利用者への定期的な接触については，平成 16 年 5 月 27 日付けで配達記録郵便物書にて意見聴取通知を送付し，その後も定期的に電話・面談などの方法で利用者との接触に努めた。

(イ) 不法占拠等に係る交渉については，その記録を作成し，後任の担当者への引継ぎが十分に行えるようにすべきもの

不法占拠等に係る交渉については，平成 16 年度から「交渉記録」を作成し，課内縦覧の上，ファイリングするよう改めた。

また，交渉には，人事異動等によるリスクを低減するために課長補佐・係長・担当の 3 者で当たり，人事異動後も 3 者のうちの残留者を中心として後任の担当に引き継ぐことができるよう改めた。

(ウ) 不法占拠事案は，事実関係を調査の上，時効中断の措置その他の法的手続をとるべきもの

不法占拠事案については，平成 16 年 4 月 15 日の弁護士相談にて教示を受けた上で「時効取得」の要件について調査し，交渉時に利用者側が「善意にして過失が無く 10 年間占有していた」状態でも「20 年以上自分の敷地だと思って居住（占有）していた」状態でもないという事実を，相手方との会話の中で確認した。

(2) 措置を講じた部課名 都市開発部都市再開発課

ア 措置通知日 平成 17 年 4 月 12 日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 今後の利用を検討すべき土地について

高松港頭地区（公共用等用地）の今後の利用については，琴電連続立体交差事業の動向に影響されることから，平成 17 年度に県において設置される予定の同事業の検討委員会の方針を踏まえ，県，

琴電等関係機関との調整を行い，検討することとした。

サポート高松公共施設用地の今後の用途については，平成17年2月に再開した高松市サポート高松A1街区活用研究会で調査・研究を行い，その活用方法を探ることとした。

(3) 措置を講じた部課名 都市開発部太田第二土地区画整理事務所

ア 措置通知日 平成17年5月10日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 今後の利用を検討すべき土地について

太田第2地区公共施設予定地については，南消防署の移転先としたことから，太田第2地区公共施設は，消防施設との複合施設として整備することとした。

2 物品に関する財務事務の執行について

(1) 措置を講じた部課名 総務部情報システム課

ア 措置通知日 平成17年4月1日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 備品の現在高調査は，高松市物品会計規則に基づき，適切に実施すべきもの

備品については，年度末備品現在高報告と現品の不一致について再調査を実施し，老朽化や故障等の理由により既に廃棄済で現存しないもの，および現存する備品についても老朽化・性能劣化等による使用不能分について，平成15年度末までに返納処理を行い，現品と現在高報告書とを合致させるとともに，併せて備品の現在高調査と管理の適正化について課員への周知を行った。

ウ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 委託業務の業務日報等の入手について

情報処理システムのプログラム作成等事務委託に係る業務日報については，平成16年度から，月次の業務完了届の際，委託業者において管理している職員の出勤状況が分かる書類の添付を求めたほか，業務の進行状況についても逐次報告させるなど，委託業務に係る職員勤務実態の把握に努めた。

(2) 措置を講じた部課名 土木部下水道施設課

ア 措置通知日 平成 17 年 4 月 20 日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 備品の現在高調査は、高松市物品会計規則に基づき、適切に実施すべきもの

備品については、平成 16 年 3 月 22 日に現在高調査を実施し、平成 17 年 3 月 31 日付けで備品異動票により処理した。

(イ) 不用になった物品や利用頻度の低い物品等は、高松市物品会計規則に基づき、適時に処理すべきもの

不用となったガスクロマトグラフ（分析機器）本体については、平成 16 年 5 月 14 日に放射性同位元素の製造元への返納確認がとれたため、滅菌器とともに同年 8 月 6 日付けで産業廃棄物処分業者に処分を委託した。

また、利用頻度の低い顕微鏡については、施設見学等の環境学習の中で、活性汚泥中に生息する微生物の観察に活用しており、今後有効に活用することとした。